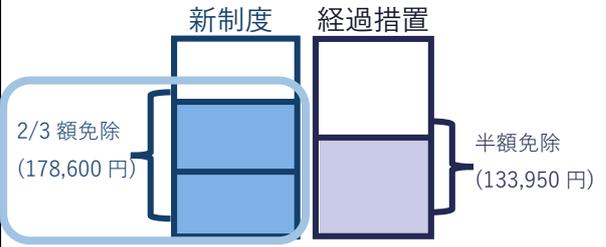
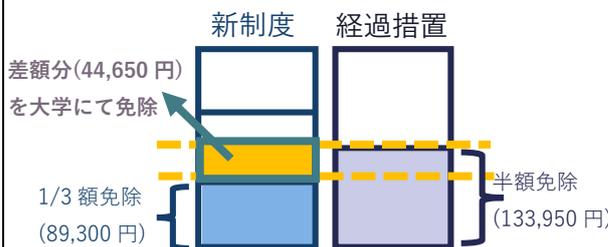


よくある質問

1. 制度について（日本人等学部学生対象）

Q1	<p>【全日本人等学部学生対象】 高等教育修学支援制度（＝新制度）とはなんですか？</p>
A1	<p>日本人等学部学生を対象とした、2020年度から始まった授業料減免と日本学生支援機構の給付奨学金がセットになった国の新しい制度です。詳細は下記ホームページを確認してください。 日本学生支援機構ホームページ：制度案内(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html) 文部科学省ホームページ：制度概要(https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html) 文部科学省ホームページ：Q&A(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm)</p>
Q2	<p>【2019年度以前入学者（日本人等学部学生）対象】 経過措置とはなんですか？</p>
A2	<p>2020年度から授業料免除の制度が新制度へ移行したことに伴い、2019年度まで行っていた大学独自の授業料免除を「経過措置」として、実施しています。対象は2019年度以前入学の日本人等学部学生です。</p>
Q3	<p>【2019年度以前入学者（日本人等学部学生）対象】 経過措置がよくわからない</p>
A3	<p>◎新制度に採用されている場合 新制度の授業料減免の結果と経過措置の免除結果を比べ、新制度の方が免除額が大きい場合は新制度の免除額で決定します。経過措置の方が免除額が大きい場合は、差額を大学にて免除します。 ※新制度の支援区分が第Ⅰ区分の方は、新制度で全額免除となるため経過措置の選考からは除外されます。</p>
<p>例 1 新制度判定が第Ⅱ区分・ 経過措置判定では半額免除の場合 (半期授業料：267,900円)</p>  <p>2/3 額免除 (178,600円)</p> <p>半額免除 (133,950円)</p> <p>新制度の免除額 > 経過措置の免除額 のため、 新制度の免除額となる 〔新制度で 2/3 額免除(178,600円)、経過措置での免除 はなし。最終的な免除額は 178,600円〕</p>	<p>例 2 新制度判定が第Ⅲ区分・ 経過措置判定では半額免除の場合 (半期授業料：267,900円)</p>  <p>差額分(44,650円) を大学にて免除</p> <p>1/3 額免除 (89,300円)</p> <p>半額免除 (133,950円)</p> <p>新制度の免除額 < 経過措置の免除額 のため、 差額分(1/6)を大学で免除し、最終的な免除額は半額 免除となる 〔新制度で 1/3 額免除(89,300円)、経過措置で一部免 除(44,650円)、最終的な免除額は 133,950円〕</p>
<p>◎新制度が不採用だった場合・新制度の申込資格がない場合 経過措置のみで授業料免除選考を行い、経過措置判定の結果が授業料免除結果となります。(全額免除 or 半額免除 or 不許可)</p>	

よくある質問

Q4	【2019年度以前入学者（日本人等学部学生）対象】 授業料免除の申請は、新制度のみで大丈夫ですか？必ず経過措置も申請する必要がありますか？
A4	経過措置の申請は必須ではありませんが、新制度と経過措置では選考基準が異なります。新制度に申請結果が不採用となった場合でも、経過措置では免除になる可能性があります。また、新制度の減免額が全額免除以外となった方が経過措置によって免除額が変わる可能性があります。
Q5	【2019年度以前入学者（日本人等学部学生）対象】 授業料免除の申請は、新制度のみで大丈夫ですか？必ず経過措置も申請する必要がありますか？
A5	新制度の申込資格がない学生等については、経過措置のみで選考を行うことがあります。原則経過措置のみの申請は出来ません。新制度に申請できる学生が新制度に申請せず、経過措置のみを申請してきた場合は経過措置の選考から除外されます。 ※本学ホームページの申請方法に掲載されている「提出書類パターン表」を参照してください。

2. 名古屋大学授業料免除学生申込システム（以下免除システム）について

Q6	免除システムって何ですか？
A6	2022年度から始まった 名古屋大学独自の 授業料免除申込システムです。（新制度の授業料の減免とは異なります） 申請者がシステムに入力することにより、一部の申請書類作成が簡易になります。また、それぞれの申請者に応じた必要書類が表示されるため申請書類の確認が容易となります。
Q7	免除システムを使用できるのはだれですか？
A7	大学院学生、学部私費外国人留学生、2019年度以前入学者の日本人等学部学生です。 2020年度以降入学の日本人等学部学生は、原則本システムを利用しませんのでご注意ください。 なお、2020年度以降入学の日本人等学部学生のうち、2022年度名古屋大学入学料（徴収猶予）・授業料免除申請要領の 申請資格に該当する場合は 本システムを利用する可能性がありますので申請期間内に学生支援課へお問い合わせください。
Q8	免除システムはどうやって使いますか？
A8	「2022年度名古屋大学入学料（徴収猶予）・授業料免除申請要領の II.授業料免除学生申込システム」に使用方法を掲載していますので、熟読して使用してください。入力途中で不明点がありましたら、提出先へお問い合わせください。
Q9	免除システムは家（帰省先）から入力できますか？
A9	家（帰省先）から入力することはできません。本システムは原則 学内環境での動作のみを保証 しております。母国や実家などへの帰省、旅行の予定がある方は申請期間を逃さないよう注意してください。

よくある質問

	大学院生の場合、VPN サービスを利用することで学外からもシステムを利用できます。 その他やむをえない事情がある場合は、提出先に申し出てください。
Q10	免除システムにログインできません
A10	ID とパスワードは正確に入力しましたか？ ID は NU ID です。新入生（編・転入性、内部進学者含む）は 4 月以降使用する NU ID でログインしてください。 パスワードがわからない場合のみ IT ヘルプデスクにお問い合わせください。問合せ先はログイン画面をご覧ください。
Q11	免除システムを使用せず、書類だけで「授業料免除」申請はできますか？
A11	できません。免除システムの手続きが必要です。

3. 申請について

Q12	日本人等学部学生ですが、授業料免除に申請するにはどうしたらよいですか？
A12	日本人等学部学生の授業料免除については、2020 年度から「高等教育修学支援新制度(=新制度)」へ制度が移行しています。ただし、2019 年度以前に学部へ入学した者は名古屋大学独自の授業料免除(経過措置)に申請することができます。 ※どれに申請すればよいかは本学ホームページの申請方法に掲載されている「申請書類提出パターン表」を参照してください。
Q13	前期分・後期分同時申請をした後、後期分も継続して免除を受けるためには再度の申請が必要ですか？
A13	不要です。ただし、前期申請時（4 月 1 日）と後期申請時（10 月 1 日）で世帯状況・修学状況・家計状況等に変更が生じた場合は、後期分申請期間内に「後期変更申請」で変更内容を申告する必要があります。
Q14	前期分・後期分同時申請をした後、前期申請時（4 月 1 日）と後期申請時（10 月 1 日）で世帯状況・修学状況・家計状況等に変更が生じ、「後期分」申請をする場合、再度すべての書類の提出が必要ですか？
A14	すべて提出する必要はありません。免除システムで後期変更申請を行い、変更した内容に関する書類のみ提出してください。
Q15	入学金・授業料を納入したが、入学金免除・授業料免除の申請をすることは可能ですか？
A15	入学金・授業料を納入した場合は申請することはできません。

よくある質問

Q16	授業料免除の申請書類はどうすれば入手できますか？
A16	様式 1～3 は名古屋大学入学金・授業料免除システムからプリントアウトしてください。 別紙 1～7 は名古屋大学 Web ページにアクセスして、プリントアウトしてください。
Q17	書類の提出はどのようにすればよいですか？
A17	必要書類を揃え、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により申請期間内に原則郵送にて申請をしてください。申請期間、受付窓口は所属によって違います。大学ホームページや各自所属部局の掲示板等により確認をして、提出をしてください。
Q18	申請の受付期間に必要な書類が間に合いません。
A18	【様式 1～3】は必ず受付期間内に提出する必要があります。提出がなければ、申請を受け付けることはできません。他の書類は、申請時に指定する期日までに必ず提出してください。
Q19	留学、実習等により受付期間中に申請ができません。
A19	やむを得ない事情により受付期間中に申請できない場合は、受付期間が始まる前までに申請窓口に出してください
Q20	前年度の様式を使用して提出してもよいですか？
A20	昨年度の様式の申請書類は一切受け付けません。
Q21	申請しましたが、取り下げたいです。
A21	免除システム利用可能期間中は、免除システムのトップメニュー「免除申請の取消」より申請の取り下げを行ってください。 免除システム利用可能期間後は、申請窓口にて申し出て、申請の取り下げを行ってください。
Q22	家計基準を満たしているのかわかりません。家計基準を満たしていないと申請できませんか？
A22	「2022 年度名古屋大学入学金（徴収猶予）・授業料免除申請要領の I.概要 6.収入上限額の目安」に家計基準が記載されていますので、参照してください。ただし、この家計基準はあくまで目安ですので、基準を超えていても申請することは可能です。
Q23	家計支持者とは誰のことを指しますか？
A23	申請身分によって異なりますが、「一般」の方の家計支持者は原則父と母両方を指します。ただし、父母以外の方が家計を支えている場合は、その方が家計支持者となります。「一般」以外の方の家計支持者については「2022

よくある質問

年度名古屋大学入学料（徴収猶予）・授業料免除申請要領の II.授業料免除学生申込システム 4.基本情報入力」を確認してください。

4. 世帯の構成について

Q24	同居をしている（住民票を一緒にしている）祖父母は、申請書に記載する世帯構成員に含まれますか？
A24	世帯の構成員とは、申請者本人と家計支持者（父と母等）、その家計支持者に扶養されている人として、同居をしていても扶養を外れた祖父母・兄弟姉妹については原則として構成員に含めません。
Q25	扶養であることを何で判断すればいいですか。
A25	家計支持者の源泉徴収票の「控除対象扶養親族」欄に名前がある方、確定申告書の「配偶者控除」「扶養控除」欄に名前のある方、所得・課税証明書の「扶養控除等の内訳」欄に人数があがっている方が扶養親族となります。
Q26	源泉徴収票に記載のある扶養親族が、就職をしたため扶養から外れました。どうすればよいでしょうか。
A26	【様式 1-②】の世帯構成状況と源泉徴収票等に記載のある扶養親族に相違がある場合は、【別紙 4】申立書に、扶養から外れる方の名前、申請者との続柄、扶養から外れる理由、外れる年月を記載して提出してください。

5. 書類の提出について

Q27	提出書類はコピーでも良いですか？
A27	申請要領に示された提出書類で、「(写)」の記載のあるものはコピーで結構です。内容が確認できるよう鮮明にコピーしてください。「(写)」の記載のないものは原本を提出してください。
Q28	「(写)」の記載のある書類を原本で提出してもよいですか？
A28	原本でも差し支えありません。 しかし、一度提出された書類は返却できませんので注意してください。
Q29	【学部生対象】 給付奨学生に採用されましたが、支援区分の見直しにより「支援対象外」となりました。給付奨学金も止まり、新制度による授業料の減免もなくなったので「A 様式 2 認定継続申請書」は提出しなくてもいいですか？
A29	提出してください。 給付奨学金に採用されますと、廃止にならない限り給付奨学生の身分は卒業まで継続します。支援区分の見直しにより「支援対象外」から「I or II or III」に変更になった際に、いままでの毎学期ごとの「A 様式 2 認定

よくある質問

継続申請書」が必要です。よって、「支援対象外」でも毎学期「A 様式 2 認定継続申請書」を提出してください。

6. 所得に関する証明書について

Q30	市区町村で発行される所得に関する証明書はどのようなものが必要でしょうか。
A30	所得・課税証明書、所得証明書*、課税証明書、非課税証明書等の名称の証明書となります。給与・給与外所得の収入別金額、配偶者控除、扶養人数、住民税の課税・非課税が明記されている（記載省略のない）証明書を提出してください。提出時には、学生番号と申請者本人の氏名を記入してください。 *所得証明書を発行した場合、所得以外の項目が非掲載であれば課税証明書も併せて提出してください。
Q31	前年度の所得がなくても所得・課税証明書の提出は必要ですか？
A31	所得がないことの証明にもなりますので提出してください。「非課税証明書」という名称の場合があります。
Q32	父は働いていて収入がありますが、母は無職で無収入です。収入に関する証明書（所得・課税証明等）は父の分だけ提出すればいいですか？
A32	父及び母の収入に関する証明書は、お二人とも必要です。パートや無収入である場合も必ず提出してください。
Q33	母が昨年途中でパートを辞めたのですが、パートであっても退職がわかる書類は必要ですか？
A33	正社員、パートなど雇用形態にかかわらず、昨年途中で退職した場合は、そのことがわかる書類が必要です。退職した勤務先の令和3年分源泉徴収票に退職日の記載のある場合は、それを退職の証明とします。源泉徴収票に退職日の記載の無い場合は、他に退職のわかる書類が必要です。
Q34	母が複数の会社でパートをしています。それぞれの源泉徴収票が必要ですか？
A34	正社員、パートなど雇用形態にかかわらず、勤務先すべての源泉徴収票が必要です。
Q35	父が定年退職後、退職せずに正社員から嘱託社員へと雇用形態が変更になりました。
A35	前年の中途又は当年新たに雇用形態が変更になった場合は、【別紙3】給与見込証明書と、雇用形態が変更になったことがわかる書類（人事異動、発令通知書等）の写しが必要です。
Q36	大学または高等学校に在学中の兄弟姉妹がアルバイトをしています。
A36	就学者は所得に関する証明は必要ありません。ただし、配偶者又は父母が就学者である場合は、就学者であることの証明と併せて所得に関する証明が必要です。

よくある質問

Q37	兄弟姉妹は予備校生ですが、アルバイトをしています。所得に関する証明は必要ですか？
A37	必要ありません。 家計支持者の扶養に入っている場合は世帯構成員に含まれますが、家計支持者である場合以外は、所得に関する証明は必要ありません。
Q38	「退職証明書」を雇用主から発行してもらえません。
A37	源泉徴収票（写）や雇用保険受給資格書（両面）（写）等、退職日が確認できる書類を提出してください。
Q39	父が昨年の10月から病気の為、休職しています。どのような書類が必要ですか？
A39	勤務先から発行された休職（欠勤）とその期間（始期）がわかる書類の写し、及び休職中の給与がわかる書類（【別紙3】給与見込証明書、傷病手当等）が必要です。
Q40	日本学術振興会特別研究員に4月から採用されたが、提出期間内に採用決定通知書（写）が提出できません。
A40	申請時は「採用見込通知書（写）」を提出し、「採用決定通知書（写）」は発行され次第、提出してください。

7. 特別な事情について

Q41	兄弟姉妹が新生入生なので、申請書類提出期間内に【別紙2】在学状況申告書を提出できません。
A41	申請書類提出時に提出先へその旨を申し出てください。学生証や在学証明書が発行されるようになったら速やかに提出してください。
Q42	兄弟姉妹（配偶者）ともに名古屋大学生ですが、それぞれ申請書類を提出する必要はありますか？
A42	兄弟姉妹（配偶者）も申請をする場合は、それぞれで申請書類を提出してください。原本の提出が必要な書類は、それぞれ原本が必要になります。
Q43	兄弟姉妹が予備校に通っています。予備校生は就学者ですか？提出が必要な書類はありますか？
A43	予備校生は就学者とは認められません。家計支持者の扶養に入っている場合は世帯構成員に含まれますが、必要な書類はありません。

よくある質問

8. その他

Q44	学力基準や免除の審査基準を教えてください。
A44	学力基準や審査基準については公表していません。
Q45	母子家庭ですが入学金・授業料は免除されますか？
A45	母子家庭であるということだけで免除されることはありません。家計基準・学力基準等の総合的判断で免除を許可しています。
Q46	入学金・授業料共に判定結果が出るまでに納入してもよいでしょうか。
A46	判定結果が出るまでに入学金・授業料を納入した場合、審査の対象外となります。
Q47	前期、授業料を免除されましたが、後期も免除になりますか？
A47	免除になるとは限りません。ご自身の申請内容に変更が無い場合でも、選考は前期分と後期分のそれぞれで行いますので、前期と後期の判定結果が異なる場合があります。
Q48	免除結果はどのようにわかりますか？
A48	入学金免除・徴収猶予の結果は、4月入学は7月中旬、10月入学は12月中旬に通知します。 入学金免除・徴収猶予結果通知日の連絡は本学ホームページおよび掲示板等にてお知らせします。結果通知は、学部生は支援課の窓口、大学院生は所属部局にて手交する予定ですが、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては変更となる場合があります。 授業料免除の結果は、前期分は8月中旬、後期分は12月中旬に通知します。 授業料免除結果通知日の連絡は本学ホームページおよび掲示板等にてお知らせします。結果通知は名大ポータル（NU PORTAL）にて行いますので、各々確認してください。
Q49	入学金免除申請が不許可・2/3 額免除・1/3 額免除（徴収猶予）、授業料免除申請が不許可・2/3 額免除・1/3 額免除（半額免除）になった場合、いつまでに払えばよいですか？
A49	結果発表の際にお知らせする指定の期日までにお支払いください。
Q50	授業料免除を受けていると NHK の受信料が免除になると聞きました。手続き方法を教えてください。
A50	手続き方法は NHK のホームページをご確認いただき、NHK へお問い合わせください。 <参考>NHK：受信料授業料免除対象の学生免除のお手続き https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/StudentNetExp.do?type=2

よくある質問

Q51	授業料免除を受けている証明書が必要です。どこで発行してもらえますか？
A51	所属学部・研究科の事務窓口へ証明書発行申請を行ってください。発行には一週間前後かかりますので必要な場合は前もって申請してください。